

平成 2 7 年度

第 3 回八代市地域公共交通会議

配布資料一覧

【報告事項】

資料番号	資料名	ページ
資料 1	八代市地域公共交通再編実施計画策定調査業務企画提案選考委員会＜審査結果＞及び今後のスケジュール	1
資料 2	バス路線の輸送サービス内容変更について 「夏休み子ども定期券の販売」について	3

平成 27 年 7 月 31 日
八代市企画振興部企画政策課

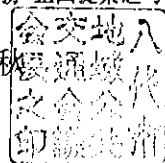
八代市地域公共交通再編実施計画策定調査業務企画提案選考委員会
＜審査結果＞

平成27年7月21日に開催した八代市地域公共交通再編実施計画策定調査業務企画提案選考委員会における、企画提案書及びプレゼンテーション内容の審査結果は下記のとおりとする。

平成27年7月24日

八代市地域公共交通再編実施計画策定調査業務 企画提案選考委員会

委員長 永原 辰秋



記

1 審査結果

- ・提案事業者数 1事業者
- ・第1次審査（書類審査）

「八代市地域公共交通再編実施計画策定調査業務に係る企画提案競技実施要領」
10 第1次審査（書類審査）に基づき、参加資格審査を行った。

- ・第2次審査（プレゼンテーション、質疑応答）

八代市地域公共交通再編実施計画策定調査業務企画提案選考委員会により審査を実施し、次の提案事業者を優先交渉権者として決定した。

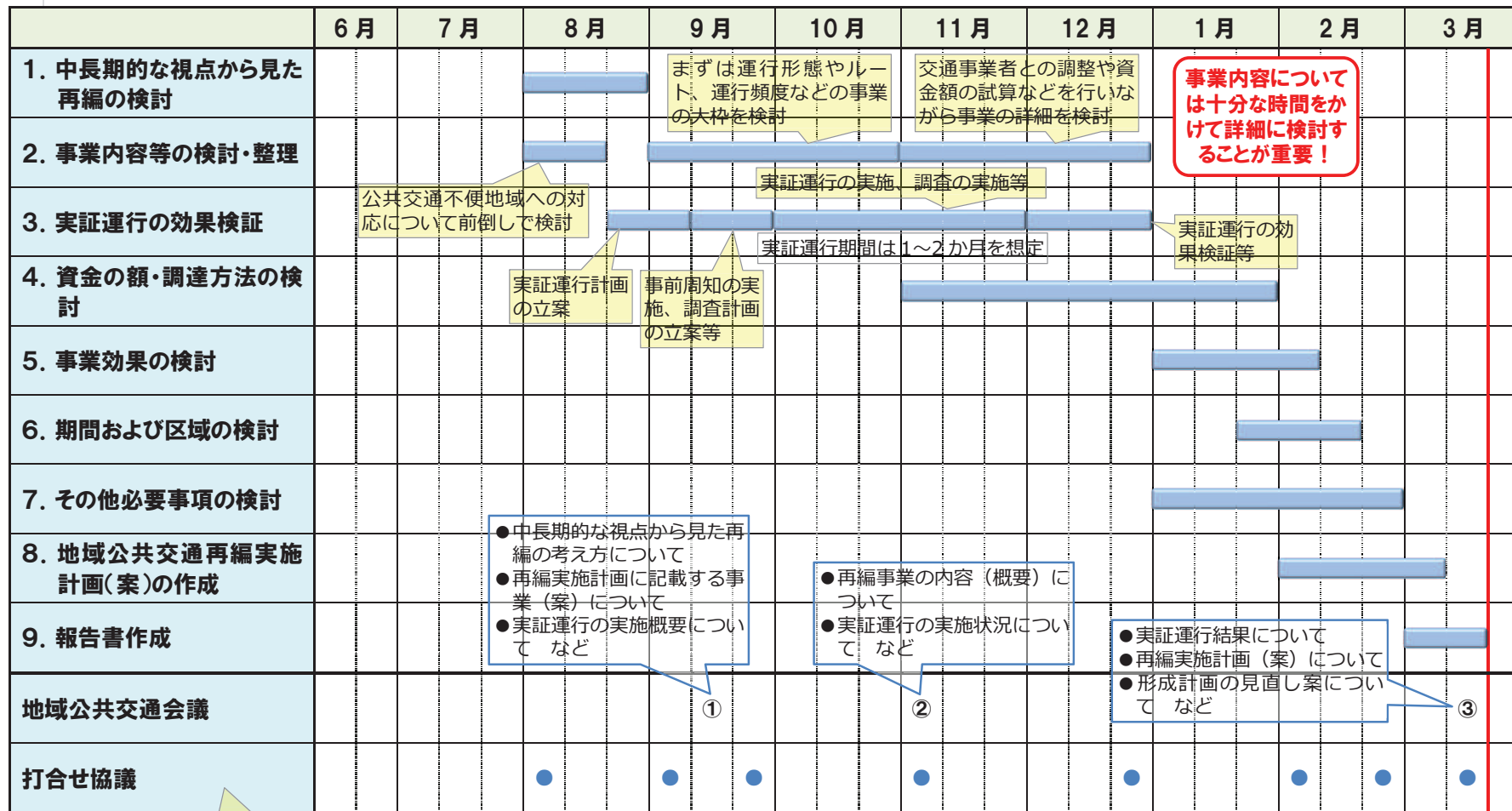
優先交渉権者	
(株)ケー・シー・エス 九州支社	

八代市地域公共交通再編実施計画策定調査業務企画提案選考委員会

委員長	八代市	副市長	永原辰秋
委員	熊本県	交通政策課審議員	前田隆
委員	氷川町	総務課長	陳野信次
委員	八代市	企画振興部長	福永知規
委員	八代市	企画政策課長	宮川武晴

5. 業務工程等

5-1 業務工程



産バス第 27 の 174 号
平成 27 年 6 月 11 日

熊本県バス対策協議会 御中

熊本市中央区桜町 3 番 10 号
産交バス株式会社
代表取締役 岩崎 司晃

バス路線の輸送サービス内容変更について

熊本県バス対策協議会運営要領第 5 条（輸送サービスの内容を変更する旨の申し出）の規定に基づき、輸送サービス内容変更等について、下記のとおり申し出します。

記

1. 申し出者住所、氏名及び代表者氏名

住 所 熊本市中央区桜町 3 番 10 号
名 称 産交バス株式会社
代表者氏名 代表取締役 岩崎 司晃

2. 申し出の内容

夏休み子ども定期券の販売

3. 申し出の理由

小学生を対象とした低価格のフリー定期券の期間限定発売により、バスの利用促進を図るとともに、バスに対する親近感を育み将来の安定した利用者確保を図るため。

4. 実施予定日

平成 27 年 7 月 18 日適用開始

5. 添付資料

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃届出書
利用範囲図

以上



K i d sパス利用可能市町村

＜九州産交バス路線＞7市町

熊本市・菊陽町・大津町・宇土市・宇城市・山鹿市・益城町

＜産交バス路線＞ 41市町村

荒尾市・長洲町・南関町・玉名市・和水町・玉東町・山鹿市・菊池市・小国町・南小国町・産山村・阿蘇市・大津町・熊本市・益城町・西原村・南阿蘇村・高森町・御船町・美里町・宇土市・宇城市・氷川町・八代市・五木村・水上村・湯前町・多良木町・五木村・相良村・あさぎり町・錦町・山江村・人吉市・球磨村・芦北町・津奈木町・水俣市・苓北町・上天草市・天草市



産バス第 27 の 174 号
平成 27 年 6 月 11 日

九州運輸局長
竹田 浩三 殿

熊本市中央区桜町 3 番 10 号
産交バス株式会社
代表取締役 岩崎 司晃

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃届出書

この度、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を設定したいと存じますので道路運送法第 9 条及び、同法施行規則 9 条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

1. 住所、氏名及び代表者名

住 所	熊本市中央区桜町 3 番 10 号
名 称	産交バス株式会社
代表者氏名	代表取締役 岩崎 司晃

2. 設定しようとする路線

一般バス路線

3. 運賃の種類、額及び適用方法

- | | |
|------------|---|
| (1) 種類 | 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃(特殊定期旅客運賃) |
| (2) 定期券の名称 | 夏休み子ども定期券「Kids(キッズ)パス」 |
| (3) 適用期間 | 平成 27 年 7 月 18 日から平成 27 年 8 月 31 日までの 45 日間の 1 種類 |
| (4) 発売額 | 定期旅客運賃 45 日間 1,000 円(小人のみ) |
| (5) 適用方法 | 平成 26 年 3 月 4 日付け、国自旅第 537 号をもって認可を受けました適用方法によります |

4. 適用する期間または区間その他の条件を付す場合には、その条件

(1)適用区間

高速バス、特急バス、快速バス、九州横断バス、空港リムジンバス、定期観光バスを除く
熊本県内(添付資料を参照)を運行する一般路線バス。

また、深夜バス(区間運賃を別途収受する)、臨時バス(当社が指定した場合を除く)は利用
できます。

(2)その他の条件

①九州産交バス株式会社及び、産交バス株式会社、熊本市交通局(電車)、
熊本電気鉄道株式会社(電車含む)、熊本バス株式会社、熊本都市バス株式会社と
六社局共通に使用可とします

②身体障害者・知的障害者・精神障害者割引は、設定しません

③払戻しに際しては、1乗車 100 円として 1 日 2 回(1往復)の利用があったものとし、これ
に経過日数を乗じて算出した使用額と所定の払戻手数料(520 円)の合計額を、発売
額(1,000 円)から差し引いた金額を払い戻します

払戻額＝1000 円－{(100 円/回×2 回/日)×経過日数(日)＋払戻手数料(520 円)}

④不正利用に際しては、当該乗車時の普通旅客運賃とは別に、1乗車 100 円として 1 日 2
回(1往復)の利用があったものとし、通用開始日又は販売日及び通用期間後の経過
日数と追徴金割増率(2 倍)をそれぞれ乗じた金額を収受します

追徴額＝(100 円/回×2 回/日)×経過日数(日)×割増率(200%)

5. 実施運賃の割引率

94.7%(最高小人定期旅客運賃「交通センター～南関上町」間 18,920 円に対して)

6. 実施予定日及び発売開始日

(1)実施予定日 平成 27 年 7 月 18 日

(2)発売開始日 平成 27 年 7 月 6 日

7. その他

添付資料・・・Kidsパスの利用範囲図

8. 届出理由

小学生を対象とした低価格のフリー定期券の期間限定発売により、バスの利用促
進を図るとともに、バスに対する親近感を育み将来の安定した利用者確保を図るた
め。

以 上